

人事行政の運営等の状況の公表

2023年11月
松山広域福祉施設事務組合

地方公務員法および松山広域福祉施設事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（松山市条例準用）に基づき、人事行政の運営状況などの概要を公表します。

1 職員数及び職員の任免に関する状況

(1) 職員数の状況

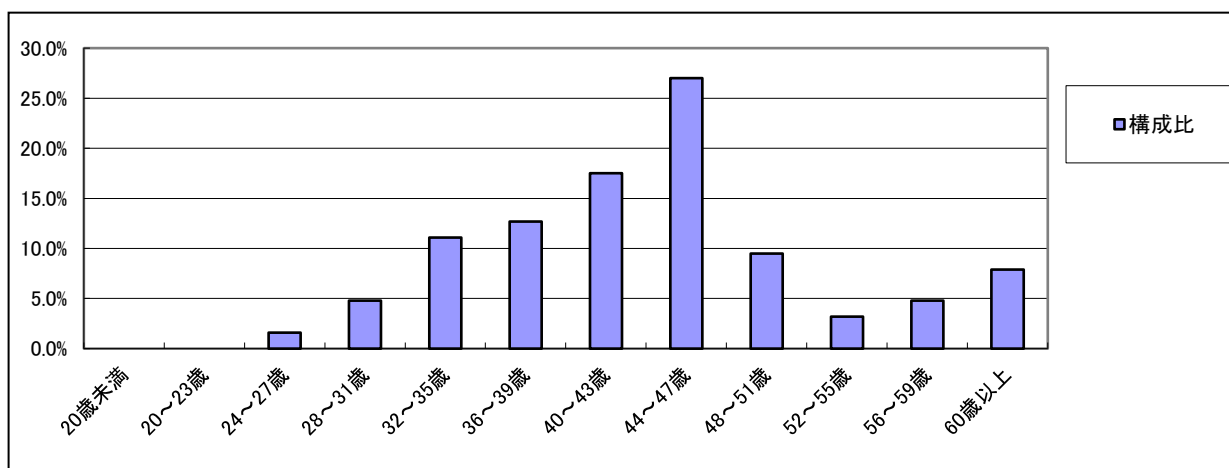
(ア) 年次別職員数（各年4月1日現在、単位：人、△はマイナス）

部門	区分	業務内容	職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和4年	令和5年		
一般行政	民生	福祉施設の運営に関する こと	63	63	0	-
			合計	63	63	

(注)1 総務省が毎年実施している「地方公共団体定員管理調査」に基づく数値です。この職員数は一般職に属する職員数であり、定数外の休職者、派遣職員なども含んでいます。

2 主な増減理由「-」は、増減なしを表しています。

(イ) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
人数	0人	0人	1人	3人	7人	8人	11人	17人	6人	2人	3人	5人	63人

(2) 職員の採用状況（令和4年度）

【会計年度任用職員】

区分	人数
男	3
女	0
合計	3

※1 パートタイム会計年度任用職員は除きます。

2 令和4年4月1日付採用者で、年度途中の採用者は含みません。

3 再度の任用及び最長任期が到来し、再度試験に合格した採用者は含みません。

※正規職員の新規採用者はいませんでした。

(3) 職員の退職状況（令和4年度）

区分	人数
定年退職	0
定年前退職	2
合計	2

※会計年度任用職員は除きます。

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法に基づき、次のような人事評価を行い、賞与及び昇給・昇任・昇格・配置換などに反映しています。

- (1) 仕事の結果を評価する「業績評価」と、結果をもたらすプロセスとして、職務上見受けられた姿勢や態度・行動などを評価する「職務遂行評価」を実施しています。
- (2) 透明性と信頼性を確保するとともに能力開発の目標とするため、評価項目や基準などを公表し、また、意識改革の契機とするために自己評価を行っています。
- (3) 部下から上司、所属職員同士の評価などを実施し、上司のみの評価と比較してデータの信ぴょう性や妥当性を検証する材料としています。
- (4) 評価の結果は、職員の申し出に基づき公開し、結果に対する苦情については、事務局で処理しています。

■昇給への反映（行政職）

昇給は、毎年1月1日に勤務成績に応じて、以下のとおり行われます。

勤務成績	特に良好	良好	やや良好でない	良好でない
昇給幅	6号給 ※1号給	4号給 (管理職)3号給 ※昇給なし	2号給 ※昇給なし	昇給なし

※は55歳以上の職員に適用しています。

■勤勉手当への反映（行政職）

賞与(勤勉手当)は、勤務成績に応じて、以下の成績率で算出します。

(令和5年6月期)

勤務成績	優秀	良好	良好でない
成績率	109.0/100	97.0/100	93.0/100 以下

3 給与の状況

(1) 総括

(ア) 人件費の状況（令和4年度 普通会計決算）

人件費とは、職員共済組合負担金、公務災害補償基金負担金、特別職に支給された給与、議員報酬などの総額をいいます。

歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度 人件費率
9億5,442万5千円	5,676万9千円	6億2,908万6千円	65.9%	66.6%

(注)「地方財政状況調査」の区分による普通会計決算です。

(イ) 職員給与費の状況（令和4年度 普通会計決算）

職員給与費とは、人件費のうち、職員に支給される報酬及び給料、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等(退職手当は除く)をいいます。

職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
63人	2億1,547万9千円	4,464万7千円	8,443万7千円	3億4,456万3千円	546万9千円
39人	8,065万4千円	1,489万2千円	1,991万9千円	1億1,546万5千円	296万円

(注)1 上段は、令和4年4月1日現在の地方公務員給与実態調査での普通会計(短時間勤務職員・会計年度任用職員は除く)の状況です。

2 下段は、令和4年4月1日のフルタイム会計年度任用職員の状況です。

3 内訳ごとに数字を端数処理しているため、合計と合わない場合があります。

(2) 職員の平均給料月額、初任給などの状況（令和5年4月1日現在）

(ア) 職員の平均年齢、平均給料月額の状況

給料とは、手当や賞与などを含まない基本給のことをいいます。

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額
事務組合	45.7歳	328,860円	43.7歳	274,042円
国	42.4歳	322,487円	51.2歳	286,942円

(イ) 職員の初任給の状況

区分		事務組合	愛媛県	国
一般行政職	大学卒	190,700円	192,677円	総合職 189,700円 一般職 185,200円
	高校卒	158,900円	159,710円	一般職 154,600円
技能労務職		167,100円		

(注) 技能労務職の初任給は、年齢により基準が設けられており、満18歳の場合の金額です。

(ウ)職員の経験年数別・平均給料月額状況

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	263,300円	—	—
技能労務職	248,100円	291,200円	328,067円

(注)一般行政職(経験年数15年、20年)は該当者不在のため、掲載していません。

(3)一般行政職の級別職員数の状況(令和5年4月1日現在)

一般行政職の職員に適用される行政職給料表は、職務内容により1級から9級までの区分に分かれています。級別職員数とその構成比は以下のとおりです。

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	合計
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	主任	主査	副主幹	主幹	課長	副部長	部長	
職員数	0人 (0人)	2人 (0人)	2人 (0人)	3人 (0人)	1人 (0人)	0人 (0人)	2人 (2人)	0人 (0人)	0人 (0人)	10人 (2人)
構成比	0% (0%)	20.0% (0%)	20.0% (0%)	30.0% (0%)	10.0% (0%)	0% (0%)	20.0% (100%)	0% (0%)	0% (0%)	100% (100%)

(注)1 ()内は、常勤の暫定再任用職員数で内数です。

2 構成比は、合計しても100%にならない場合があります。

(4)職員の手当の状況(令和5年4月1日現在)

職員には給料のほかに、各職員の生活実態や勤務条件に応じ各種手当を支給しています。主な手当は、おおむね国と同じ内容となっており、以下のとおりです。なお、各手当の支給実績及び1人当たりの平均支給額は、令和4年度(会計年度任用職員は除く)の額です。

(ア)期末手当・勤勉手当

区分	事務組合		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
令和4年度支給割合	2.40月分 (1.35月分)	標準 2.00月分 (0.95月分)	2.40月分 (1.35月分)	標準 2.00月分 (0.95月分)
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注)1 ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

2 勤勉手当への勤務成績の反映は、2「職員の人事評価の状況」を参照してください。

(イ)退職手当

区分	事務組合		国	
	自己都合	定年・早期退職	自己都合	定年・早期退職
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		定年前早期退職特例措置(2~45%加算)
1人当たり平均支給額(令和4年度)	328万4千円	対象者なし		

(注)1 支給率は、令和5年4月1日現在の月数を記載しています。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種の職員に支給された平均額です。

(ウ)特殊勤務手当

区分	全職種	
支給実績(令和4年度決算)	585万3千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	11万7千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)	80.6%	
手当の名称	主な支給対象業務	支給単価
施設勤務手当	入所者の介護または処遇に従事	日額450円(特老:看護師、介護員) 日額300円
	介護福祉士等有資格者が業務に従事	日額200円
介護長業務手当	介護員を直接指導する業務に従事	日額1,000円

(エ)時間外勤務手当

区分	支給実績	1人当たり平均支給年額
令和4年度	962万4千円	17万8千円
令和3年度	957万2千円	10万3千円

(5)その他の主な手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (例) 配偶者 6,500円 子 10,000円	なし	677万5千円	25万円
住居手当	持家居住者 なし 借家居住者 上限27,000円	なし	353万7千円	29万4千円
通勤手当	交通用具使用者 片道 2km以上 3km未満 2,500円 片道 3km以上 5km未満 2,700円 片道 5km以上 10km未満 4,900円 片道 10km以上 15km未満 8,100円 片道 15km以上 20km未満 10,400円 片道 20km以上 25km未満 12,700円 片道 25km以上 30km未満 15,000円 片道 30km以上 35km未満 17,300円 片道 35km以上 40km未満 19,600円 片道 40km以上 21,900円 交通機関使用者 最長6箇月の定期券などの価格による一括支給(1箇月当たりの支給限度額55,000円)	交通用具使用者について、国は使用距離区分60km以上24,500円まで	385万2千円	6万8千円

(6)特別職の報酬などの状況（令和5年4月1日現在）

区分		報酬年額	
報酬	特別職	組合長	198,700円
		副組合長	161,000円
	議員	議長	100,900円
		副議長	89,900円
		議員	81,100円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	1時間	土・日曜日

(注)1 勤務場所によっては始業、終業、週休日が異なる場合があります。

2 介護に従事する職種の一部は交代制勤務となります。

(2)休暇の状況

種類		休暇の概要、取得の要件など	取得可能日数など
有給 休暇	年次休暇	法定休暇	1年度につき20日(前年度からの繰越日数の上限が20日のため、最高40日)
	療養休暇	負傷または疾病のため医師の診断により療養する必要がある場合	公務災害・通勤災害の場合は必要と認められる期間 その他の場合は90日を超えない範囲内で必要と認められる期間
	特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、親族の死亡など、特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合 【主な休暇】 公民権の行使、産前休暇、産後休暇、忌引、結婚休暇、リフレッシュ休暇、夏季休暇など	公民権の行使:必要と認められる期間 産前休暇:8週間以内に出産する予定の女性職員が申し出た場合に出産の日まで 産後休暇:出産後8週間 忌引:父母の場合7日など 結婚休暇:連続する7日 リフレッシュ休暇:30年勤続3日 20年勤続2日 夏季休暇:5日
無給 休暇	介護休暇	負傷、疾病または老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ通算して6月を超えない範囲内で必要と認められる期間

(ア)年次有給休暇

年次有給休暇は、1年度につき20日付与され、残日数は翌年度に限り繰り越すことができます。令和4年度の職員1人当たりの年次有給休暇の取得状況は、以下のとおりです。

平均取得日数 10.4日

(イ)その他の休暇

負傷または疾病のため医師の診断により療養する必要がある場合や選挙権の行使、結婚、出産、親族の死亡など、特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合の特別休暇や介護休暇が設けられています。

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業

職員が満3歳に満たない子を養育する場合に認められる休業制度です。育児休業中の給与は支給されません。令和4年度の取得者数は、以下のとおりです。

区分	男性	女性	合計
育児休業取得者数	0	3	3
うち新規取得者数	0	0	0

※会計年度任用職員を含みます。

(2) 育児のための部分休業

職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合に、正規の勤務時間の始めまたは終わりに1日を通じて2時間を超えない範囲で、30分を単位として必要な時間に取得できる休業制度です。令和4年度の取得者数は、以下のとおりです。

区分	男性	女性	合計
部分休業取得者数	0	1	1
うち新規取得者数	0	1	1

※1 会計年度任用職員を含みます。

2 小学校就学後は、部分休業とは別の制度として子育て部分休暇が設けられています。

(3) 育児短時間勤務

職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために短時間勤務をすることができる制度です。育児短時間勤務をしている期間は給与が減額されます。

※令和4年度の取得者はいませんでした。

(4) 自己啓発休業

職員が大学等課程の履修・国際貢献活動を行う場合で、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認められるときに、上限の範囲内で休業できる制度です。休業により勤務しない時間は給与を減額します。

※令和4年度の取得者はいませんでした。

(5) 修学部分休業

職員が大学等の教育施設で就学する場合で、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認められるときに、休業できる制度です。休業により勤務しない時間は給与を減額します。

※令和4年度の取得者はいませんでした。

(6) 高齢者部分休業

55歳に達した後の最初の4月1日を迎えた職員が希望する場合で、公務の運営に支障がないと認められるときに、勤務時間を短縮することができる制度です。休業により勤務しない時間は給与を減額します。

※令和4年度の取得者はいませんでした。

(7)配偶者同行休業

外国での勤務等により外国に滞在する配偶者と外国で生活を共にするため、公務の運営に支障がないと認めるときは、休業できる制度です。休業期間中の給与は支給されません。

※令和4年度の取得者はいませんでした。

(8)その他

(ア)育児のための早出遅出勤務

職員が育児を行うため1日の勤務時間数を変えることなく、あらかじめ定められた特定の時刻を始業、就業とする勤務です。

※令和4年度の取得者はいませんでした。

(イ)深夜勤務および時間外勤務の制限及び免除請求

時間外勤務制限は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員、免除は3歳に満たない子を養育する職員が対象となり、請求した場合は、当該職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、決められた時間を超えて時間外勤務を行うことができません。深夜勤務の制限は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が対象で、請求した場合は、公務の正常な運営を様食べる場合を除き、深夜に勤務することができません。職員が育児を行うため1日の勤務時間数を変えることなく、あらかじめ定められた特定の時刻を始業、就業とする勤務です。

※令和4年度の請求はありませんでした。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分

分限処分とは、心身の故障などにより職員が職務を十分に果たすことができない場合に、公務能率の維持を目的として行われる処分です。令和4年度の件数状況は以下のとおりです。

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合 職に必要な適格性を欠く場合	第28条 第1項第1号 第1項第3号	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	第28条 第1項第2号 第2項第1号	0	0	3	0	3
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	第28条 第1項第4号	0	0	0	0	0
刑事事件に関し、起訴された場合	第28条 第2項第2号	0	0	0	0	0
失職した場合	第28条 第4項	0	0	0	0	0
合計		0	0	3	0	3

(注)1 地方公務員法に基づき分限処分に付された者の状況を示しています。

- 2 2以上の理由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由により計上しています。
- 3 会計年度任用職員を含みます。

(2)懲戒処分

懲戒処分とは、職員の服務義務違反に対する責任を追及して行われる処分です。令和4年度の件数状況は、以下のとおりです。

処分事由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条 第1項第1号	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	第29条 第1項第2号	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるに相応しくない非行のあった場合	第29条 第1項第3号	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0

(注)1 地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況を示しています。

- 2 2以上の理由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由により計上しています。

7 職員の退職管理の状況

地方公務員法に基づき、退職管理について離職後に営利企業等に再就職した元職員が離職前5年間の職務に関し、離職後2年間、原則職員へ再就職先に関する契約事務等について、職務上の行為をする(しない)ように働きかけることを禁止しています。

それに伴い、管理職員であった者が離職後2年間に再就職した場合、離職した際の任命権者に再就職情報を届け出るよう義務付けています。

※令和4年度の届け出はありませんでした。

8 職員の研修の状況

令和4年度職員研修の取組み状況は以下のとおりです。

区分		研修名など
職場研修		各職場で職務遂行に必要な能力などの習得・向上を図る
福祉施設関係研修		老人福祉施設研究会議、施設長研修会、福祉職員階層別研修 ほか
職場外研修	基本研修	階層別研修 新規採用職員研修、採用2年目職員研修、採用3年目職員研修、採用6年目職員研修、新任主任研修、新任主査研修、新任副主幹研修、新任主幹研修、新任課長研修、主査養成研修、会計年度任用職員研修 ほか
		特別研修 評価者研修、行政対象暴力対策研修、インストラクター研修、人事労務管理研修、メンタルヘルス研修、フォローアップ研修、DX 推進研修 ほか
	専門研修	選択制研修 法制執務研修、データ分析・活用研修、キャリアデザイン研修、キャリアシフトチェンジ研修、アサーティブコミュニケーション研修、レジリエンス(逆境力)研修、ワンパーパー資料作成研修、市民活動体験研修 ほか
	派遣研修	専門機関研修 愛媛県研修所 ほか
自主研修		インターネット動画研修、資格取得助成制度 ほか

(注)上記職場外研修については、松山市に準じて実施しています。

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に係る負担状況（令和4年度）

愛媛県市町村職員共済組合への負担金	7,093万1千円
松山市職員共済会への負担金	43万1千円

(2) 公務災害等の状況

種別	令和3年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数	公務外件数	取下げ件数	令和4年度末現在 未処理件数
公務災害	0	0	0	0	0	0
通勤災害	0	0	0	0	0	0

(3)勤務条件に関する措置の要求の状況

区分	令和3年度末 係属件数	措置要求 件数	終結件数	令和4年度末 係属件数
給与	0	0	0	0
旅費	0	0	0	0
勤務時間	0	0	0	0
休暇	0	0	0	0
執務環境	0	0	0	0
福利厚生	0	0	0	0
任用	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
計	0	0	0	0

(4)不利益処分に関する審査請求の状況

区分		令和3年度末 係属件数	審査請求 件数	終結件数	令和4年度末 係属件数
分限処分	降任	0	0	0	0
	休職	0	0	0	0
	免職	0	0	0	0
	降給	0	0	0	0
懲戒処分	戒告	0	0	0	0
	減給	0	0	0	0
	停職	0	0	0	0
	免職	0	0	0	0
その他		0	0	0	0
計		0	0	0	0

【参考】障がい者である職員の任免の状況

A 任免状況												
① 職員の数 ((注意) 2、3参照)			② 除外職員の数 ((注意) 3、4参照)			③ 旧除外職員の数 ((注意) 3、5参照)						
a 職員の数 (短時間勤務職員を除く)	b 短時間勤務職員の数	c 職員の数 = a+(b×0.5)	d 除外職員の数 (短時間勤務職員を除く)	e 短時間勤務除外職員の数	f 除外職員の総数 = d+(e×0.5)	g 旧除外職員の数 (短時間勤務職員を除く)	h 短時間勤務旧除外職員の数	i 旧除外職員の総数 = g+(h×0.5)				
96 人	0 人	96 人	0 人	0 人	0 人	10 人	0 人	10 人				
④ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数 ((注意) 3、6参照)												
(d) 重度身体障害者	(e) 重度身体障害者以外の身体障害者	(f) 重度身体障害者である短時間勤務職員	(g) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員	(h) 身体障害者の数 =(d×2)+e+h +(f×0.5)	(i) 重度知的障害者	(j) 重度知的障害者以外の知的障害者	(k) 重度知的障害者である短時間勤務職員	(l) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員	(m) 知的障害者の数 =(i×2)+j+k +(l×0.5)	(n) 精神障害者	(o) 精神障害者である短時間勤務職員	(p) 精神障害者の数 =n+o
人	2 人	人	人	2 人	人	人	人	人	人	2 人	人	2 人
()	(0)	()	()	(0)	()	()	()	()	()	(0)	()	(0)
B 上記に基づく計算												
⑤ 現在設定されている除外率((注意) 7参照)	⑥ 基準割合 =(③i/(①c-②d))×100 ((注意) 8、9参照)	⑦ ⑥に基づく除外率 ((注意) 10参照)	⑧ 適用される除外率 ((注意) 11参照)	⑨ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 =①c-②d-((①c-②d)×⑧) ((注意) 12参照)	⑩ 障害者計 =④h+④s+④f ((注意) 13参照)	⑪ 実雇用率 =(⑩/⑨)×100 ((注意) 14参照)	⑫ 法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数 ((注意) 15参照)					
0 %	10 %	0 %	0 %	96 人	4 人	4.17 %	0 人					
C 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数												
区 分		人 数	区 分		人 数	区 分		人 数				
視覚障害者 (第1号に該当する者)	視力障害	人	肢体不自由者 (第4号に該当する者)	上肢不自由	人	内部障害者 (第5号に該当する者)	心臓機能障害	人				
	視野障害	人		下肢不自由	人		じん臓機能障害	人				
聴覚又は平衡機能障害者 (第2号に該当する者)	聴覚機能障害	人		体幹機能障害	人		呼吸器機能障害	人				
	平衡機能障害	人		上肢機能障害	人		ぼうこう又は直腸機能障害	1 人				
音声・言語・そしゃく機能障害者(第3号に該当する者)		1 人		移動機能障害	人		小腸機能障害	人				
							免疫機能障害	人				
							肝臓機能障害	人				

備考 令和5年6月1日現在の任免の状況です。

上記の表に係る注意事項は次のとおりです。

〔注意〕

- 1 二以上の障害を有する者については、いずれか一の障害のみについて記載すること。
- 2 ①欄には、当該機関に常時勤務する職員の数を記載すること。
- 3 ①a欄、②d欄、③g欄並びに④(イ)、(ロ)、(ハ)、(ト)及び(ル)欄は、短時間勤務職員を除くこと。
- 4 ②欄には、〔参考1〕に掲げる職種に属する職員の数を記載すること。
- 5 ③欄には、〔参考2〕に掲げる職種に属する職員の数を記載すること。
- 6 ④欄の()内には内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
- 7 ⑤欄には、直近に提出した障害者任免状況通報書の⑧欄「適用される除外率」に記載した数を記載すること。合併により新たに生じた機関あるいは合併等により新たに通報義務が生じた機関においては、⑤欄は記入せず、A欄、Bの⑥欄から⑫欄まで及びC欄を記入すること。
- 8 ⑥欄には、当該年度の6月1日時点における基準割合を記載するものであること。
- 9 ⑥欄には、小数点以下第1位を切り捨てた数を記載すること。
- 10 ⑦欄には、〔参考3〕に従い、基準割合(⑥)に応じた除外率の数字を記入すること。基準割合が25%未満であるときは0とすること。
- 11 ⑧欄には、⑤欄の数と⑦欄の数の差が10以上となるときは⑦欄の数を、10以上とならないときは⑤欄の数を記載すること(合併等により⑤欄に記入しなかった機関においては、⑦欄の数を記載すること。)
- 12 ⑨欄には、職員の数(①c)から除外職員数(②f)及び除外率相当職員数((①c-②f)×⑧)。1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数を控除した数を記載すること。
- 13 ①c欄、②f欄、③i欄、④(ホ)、(ヌ)及び(ワ)欄並びに⑩欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 14 ⑪欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 15 ⑫欄には、⑩欄の数を⑨欄の数に法定雇用率を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)から控除した数を記載すること(小数点以下第1位まで記載すること。)。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。

〔参考1〕 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第1に掲げる職員

○警察官 ○皇宮護衛官 ○自衛官、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生並びに陸上自衛隊高等工科学校の生徒 ○刑務官及び入国警備官 ○密輸出入の取締りを職務とする者 ○麻薬取締官及び麻薬取締員 ○海上保安官、海上保安官補並びに海上保安大学校及び海上保安学校の学生及び生徒 ○消防吏員及び消防団員 ○在外公館(政府代表部を除く。)に勤務する外務公務員(令和6年12月31日までの間)

〔参考2〕 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第3に掲げる職員

○国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第3項第2号から第11号までに掲げる職員(同項第9号に掲げる職員については、就任について国会の両院又は一院の議決又は同意によることを必要とする職員に限る。)及び船員である職員 ○裁判官、検察官、大学及び高等専門学校の教育職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第1号に掲げる職(就任について地方公共団体の議会の議決又は同意によることを必要とする職に限る。)及び第4号に掲げる職に属する職員 ○国会の衛視 ○法廷の警備を職務とする者 ○漁業監督官及び漁業監督吏員並びに森林警察を職務とする者 ○航空交通管制官 ○医師及び歯科医師並びに保健師、助産師、看護師及び准看護師 ○小学校、特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)及び幼稚園の教育職員 ○児童福祉施設において児童の介護、教護又は養育を職務とする者 ○動物検疫所の家畜防疫官及び猛獣猛きん又は種雄牛馬の飼養管理を職務とする者 ○航空機への搭乗を職務とする者 ○鉄道車両、軌道車両、索道搬器又は自動車(旅客運送事業用バス、大型トラック及びブルドーザー、ロードローラーその他の特殊作業用自動車に限る。)の運転に従事する者 ○鉄道又は軌道の転てつ、連結、操車、保線又は踏切保安その他の運行保安の作業を職務とする者 ○とび作業、トンネル内の作業、いっかだ流し、潜水その他高所、地下、水上又は水中における作業を職務とする者 ○伐木、岩石の切出しその他不安定な場所において重量物を取り扱う作業を職務とする者 ○建設用重機械の操作、起重機の運転又は玉掛けの作業を職務とする者 ○多量の高熱物体を取り扱う作業を職務とする者

〔参考3〕 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第4

基準割合(⑥)	除外率(⑦)	基準割合(⑥)	除外率(⑦)	基準割合(⑥)	除外率(⑦)
95%以上	75%	70%以上75%未満	50%	45%以上50%未満	25%
90%以上95%未満	70%	65%以上70%未満	45%	40%以上45%未満	20%
85%以上90%未満	65%	60%以上65%未満	40%	35%以上40%未満	15%
80%以上85%未満	60%	55%以上60%未満	35%	30%以上35%未満	10%
75%以上80%未満	55%	50%以上55%未満	30%	25%以上30%未満	5%